

5類感染症に変更後の

新型コロナウイルス感染症の対応について

～適度な運動・食事・睡眠で体調を整え、ウィルスに負けないようにしましょう～

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」になりました。それに伴い基本的な対応が「法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取り組みをベースとしたもの」に変更となっています。

5類感染症移行後の 主な変更点など

● 医療機関の受診

かかりつけ医や身近な医療機関に電話をして症状を伝え、マスクなど感染症対策を行い、医療機関の指示に従って受診しましょう。

● 医療費

外来・入院での検査や治療は健康保険が適用され、1～3割の自己負担が基本です。ただし、急激な負担の増加が生じないようにするために、令和5年9月末まで高額な新型コロナ治療薬の費用は引き続き公費支援（自己負担なし）があります。また、高額な入院費については、2万円（2万円未満の場合はその額）が減額されます。なお、検査キットなどの費用は自己負担になります。

● 新型コロナワクチン接種

令和5年度も引き続き無料で接種できます。

● 感染したときの外出

法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断になります。

● 濃厚接種者の取り扱い

濃厚接触者として特定されることはありません。

問い合わせ先

保健課 ☎ 43-9022

令和5年度 6月補正予算

物価高騰対策の実施と 持続可能な公共交通体系の維持をめざして

2億9,107万円を増額 → 総額121億3,520万円に

6月1日に開会した与謝野町議会定例会に提案した6月補正予算案が可決されました。物価高騰対策として低所得者世帯への「生活者支援給付金」に加え、商工業者への支援や農業者の経営支援を行います。また、持続可能な交通体系の維持をめざし、予約型乗合交通事業の実施に向けて予算を増額しています。今月号では、補正予算で実施する主な3つの事業についてお知らせします。

問 企画財政課 ☎ 43-9015



詳しくは、厚生労働省の
ホームページをご覧ください



● 感染対策

法律に基づく行動制限などはありませんが、感染症はなくなっています。季節性インフルエンザなどの感染を防ぐためにも、以下のことは続けましょう。

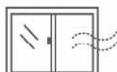
【手洗い】

食事前、トイレの後、帰宅時など日常生活の中で30秒程度かけて流水と石けんで丁寧に洗う。



【密集・密接・密閉をさける】

特に不特定多数の人が集まるところでは人との間隔（両手を広げて触れない程度）をあけ、定期的に部屋の換気（2時間に1回10分程度）をしましょう。



【マスク】

外出時は携帯し、必要に応じて着用しましょう。



なお、医療機関受診時や高齢者施設などの訪問、混雑した場所へ行くときはマスクの着用を推奨しています。

※ 着用していないときの咳などには、咳エチケットを心掛けましょう



【無理はしない】

体調不良がある場合は無理をせず自宅療養、医療機関を受診しましょう。

対象
住民税非課税世帯
または
収入が激変した世帯

支援額
3万円
(1世帯あたり)

01 生活者支援 (予算額) 8,702万円

物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担軽減を図るために、令和4年度に実施した生活者支援を継続して実施する。

02 事業者支援 (予算額) 1億340万円

物価高騰が引き続き商工業者と農業者の経済活動に影響を及ぼしていることから、令和4年度に実施した事業者支援の一部を拡充して実施する。

商工業者の支援

令和5年4月から10月分までの電気・ガス・燃料費などの30%を支援
【上限額】中小企業20万円、小規模事業所10万円



農業者の経営支援

- 担い手農家、作付け面積5,000m²以上の農業者 5,000円／10a ※ 上限額50万円
- 施設で林産物を生産する農家 令和4年10月から5年3月までの6ヵ月分の暖房費の30%以内の額を支援

- 主要井堰管理支援 令和5年4月から9月までの6ヵ月分の電気料金の10%以内の額を支援

03 地域内公共交通確保維持 (予算額) 997万円

持続可能な交通体系の維持、利便性の高い交通サービスの提供をめざして、10月2日（月）から予約型乗合交通運行事業を開始します。詳細は、広報よさの8月号以降の紙面でお知らせします。